

三田市公告第 109 号

入札公告

下記の工事について地域公募型一般競争入札（事後審査方式）を実施するので、三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）第7条の規定により公告する。

令和8年9月7日

三田市長 田村克也

工 事 番 号	下工第2603号
工 事 名	人孔蓋更新工事（その4）
工 事 箇 所	三田市 武庫が丘他 地内
工 事 概 要	人孔蓋取替（円形切断鉄蓋取替エ） 50箇所（汚水47箇所・雨水 3箇所） 【ウッディ 1工区 1箇所】 公共・雨水・補助 1箇所 【ウッディ 2工区 1箇所】 公共・雨水・補助 1箇所 【フラワー_1工区 1箇所】 公共・雨水・補助 1箇所 【フラワー 2工区 47箇所】 公共・汚水・補助 29箇所 特環・汚水・補助 1箇所 公共・汚水・単独 17箇所
工 期	契約日から 令和9年3月19日 まで
予 定 価 格	事 後 公 表
最 低 制 限 価 格	設定する
契 約 保 証 金	契約金額の100分の3以上とする
契約不適合保証金	免 除
入 札 保 証 金	免 除
前 払 金	あり（ただし、契約金額の100分の40以内）
中 間 前 払 金	あり（ただし、契約金額の100分の20以内）
部 分 払	あり
工事費積算内訳書	必要
入 札 方 式	電子入札システム
入札・契約担当課	契約検査課
	三田市三輪2丁目1番1号
	電話番号 079-559-5019 FAX 079-559-6877

入札参加資格要件	
応募形態	単独企業
建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による 土木工事業 に係る建設業の許可（下請金額の総額が5,000万円以上となる場合又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれがある場合は特定建設業の許可）を有すること
経営事項審査結果	建設業法に規定する 土木一式工事 に係る経営事項審査を受けていること。 （有効期限が契約締結予定日までであること） 総合評点が 595以上 1030未満 であること。
事業所の所在地	三田市内に本社、本店を有する者
施工実績に関する条件	下記の条件をすべて満たしている「1件の工事实績」があること。 ・平成28年4月以降に国、地方公共団体等が発注した工事であること。 ・請負金額が500万円以上であること ・土木一式工事（工事が完成し、引渡しが完了したもの）であること。 ・元請としての実績であること。 ・人孔蓋高さ調整工事の実績を含むこと。 （単独企業の場合は共同企業体の構成員としての実績も含み、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業共同組合構成員の実績は認められない。）
配置予定技術者に関する条件	・建設業法第26条の規定による 土木工事 に係る主任技術者（下請金額の総額が5,000万円以上となる場合又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれがある場合は監理技術者）の資格を有する者を配置できること。 ・請負代金が4,500万円以上となる場合は、主任技術者又は監理技術者は専任配置とすること。
設計業務等の受託者等	特にありません

入札日程		
手 続 き 等	期間・期日	方法・場所
入札参加申し込み	公告日 令和8年9月16日（水）午後3時	から まで 電子入札システム
設 計 図 書 の 配 布 ・ 閲 覧	公告日 令和8年10月1日（木）午後3時	から まで 兵庫県電子入札共同運営システム
質 問 の 受 付	公告日 令和8年9月24日（木）午後3時	から まで ファクシミリ
回 答	令和8年9月28日（月）午後5時	まで 兵庫県電子入札共同運営システム
入 札 日	令和8年9月30日（水）午前9時 令和8年10月1日（木）午後3時	から まで 電子入札システム
開 札 日	令和8年10月2日（金）午前9時15分	電子入札システム
	※事後審査方式のため、落札者決定まで開札結果は保留とする。	
本入札においては、開札後に落札候補者のうち最低価格入札者の入札参加資格を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。 入札・契約担当課より指示を受けた者は、提出を指示した書類を指定された日までに入札・契約担当課まで持参すること。		
契 約 予 定 日	令和8年10月13日（火）	入札・契約担当課
そ の 他	・その他は地域公募型一般競争入札（事後審査方式）公告共通事項に示すとおりとする。 ・入札時に提出を求める工事費積算内訳書は市の指定する様式で提出すること。また、内訳書及び内訳書のファイル名に会社名を入力のこと。 ・落札者は、入札参加資格審査に提出した書類に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。 ・必要な建設業の許可、技術者の資格及び専任の有無に関する資格要件については、建設業法の規定に基づき審査を行う。よって、参加者各々が入札金額及び下請金額の総額等により適正に判断すること。 また、「営業所技術者」「特定営業所技術者」は専任を要する工事現場の主任技術者又は監理技術者に配置することができないので注意すること。 ・建設工事の入札における最低制限価格算定基準は下記のとおり。 直接工事費相当 × 0.97 + 共通仮設費相当 × 0.9 + 現場管理費相当 × 0.9 + 一般管理費等相当 × 0.68 ・最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格超過となった者で再入札を行う。 ・全者、最低制限価格を下回った場合は、不調とし再入札は行わない。	